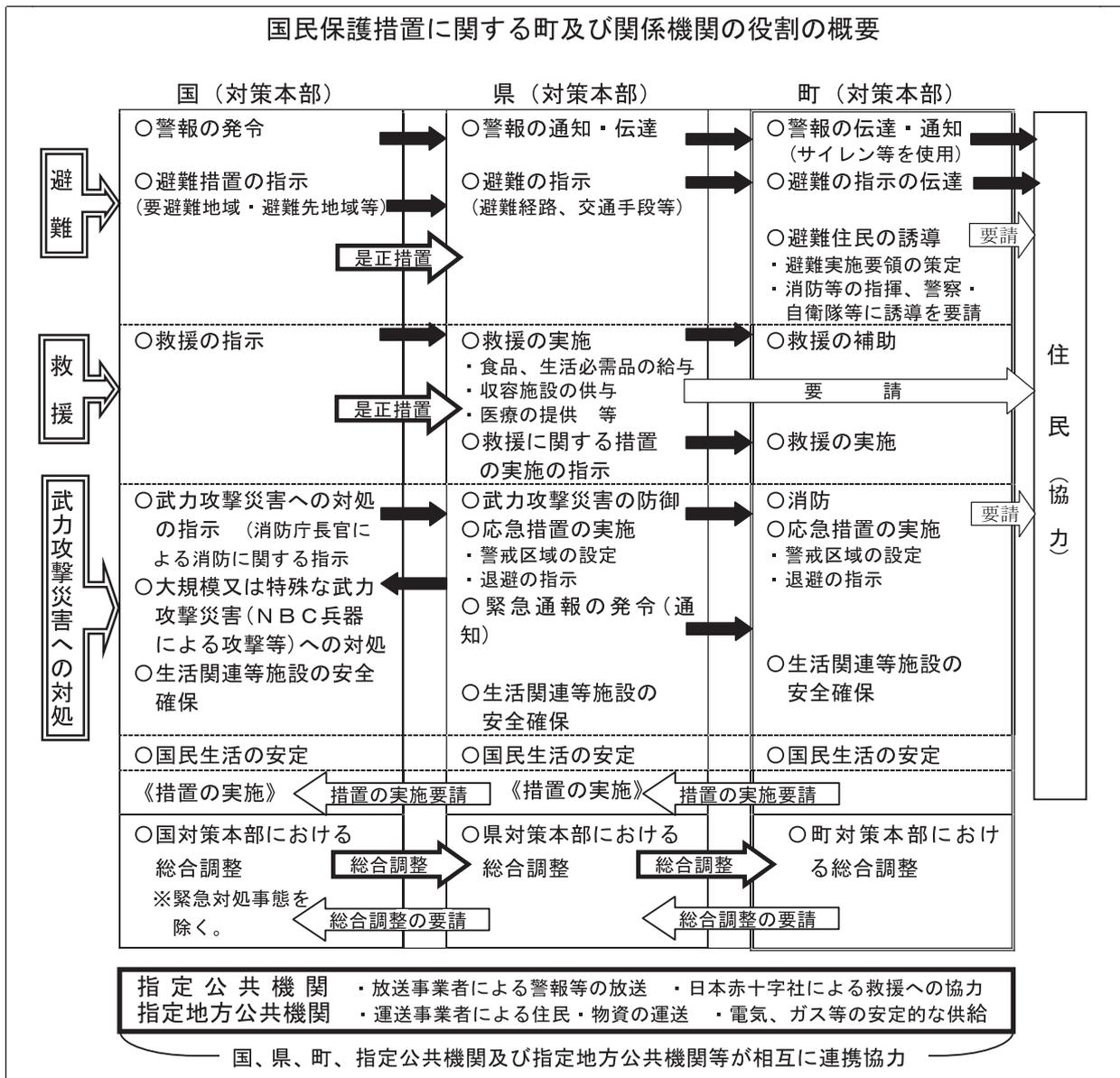


国民保護措置に関する町及び関係機関の役割の概要



- 第5編 緊急対処事態への対処

 - ・国民保護措置に要した費用の支弁等
 - ・武力攻撃災害の復旧
 - ・心身の復旧

第4編 復旧等

 - ・被災情報の収集及び報告
 - ・保健衛生の確保その他の措置
 - ・国民生活の安定に関する措置
 - ・特殊標章等の交付及び管理

第3編 武力攻撃事態等への対処

 - ・初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
 - ・町対策本部の設置等
 - ・関係機関相互の連携
 - ・警報及び避難の指示等
 - ・救援
 - ・安否情報の収集・提供
 - ・武力攻撃災害への対処

第1編 総論

 - ・町の責務、計画の位置づけ、構成等
 - ・国民保護措置に関する基本方針等
 - ・関係機関の事務又は業務の大綱等
 - ・町の地理的、社会的特徴
 - ・町国民保護計画が対象とする事態

町民の皆様への情報提供のお願い!

武力攻撃による災害が発生するおそれのある次のような現象(武力攻撃災害の兆候といいます)を発見した場合、速やかに福島県警察又は消防本部に通報願います。

◎武力攻撃(テロを含む)に伴って発生した(おそれのある)

- | | |
|----------|----------|
| 1 火災 | 2 堤防の水漏れ |
| 3 建造物の倒壊 | 4 動物の大量死 |

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の連絡先

福島県警察	110番
消防本部	119番
小野町役場町民生活課	0247-72-6933
福島県 県中地方振興局 県民生活グループ	024-935-1295